

第10 履行請求権等

1 履行請求権と履行の不能（新設）

民法第412条の2

(1)債務の履行が契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

(2)契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

履行不能の場合に、債権者は債務者に対してその履行を請求できないという、いわば当たり前のことを規定したものである。

この履行不能は、原始的履行不能と後発的履行不能を区別せず、いずれの場合をも包含する。

なお、履行不能には次の3つの種類があるとされる。

- (1) 物理的不能
- (2) 経済的不能
- (3) 社会的不能

2 履行の強制（変更）

(1) 民法第414条第1項関係

民法第414条第1項

債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(2) 民法第414条第2項・第3項関係

民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。

(注)この改正に伴い、民事執行法第171条等について所要の修正をするものとする。

(改正前民法414条)

- 1 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。
- 3 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。
- 4 前3項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(改正前民事執行法171条1項)

民法第414条第2項本文又は第3項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。

今回の改正では、債権者が債務者に対して国家の助力をもって履行を強制することができることのみ民法で規定することとし、その具体的な手続きは民事執行法に委ねることとした。